

農業委員会と市町村の事務分担に係る特例

(農地等効率的利用促進事業 国家戦略特別区域法第19条 平成25年12月13日施行)

特例措置前

○農地法等に係る事務については、農業委員会を設置している市町村は農業委員会が、農業委員会を設置していない市町村(※)は市町村が実施することとなっている。

※農業委員会を設置しないことができる市町村

- ・農地のない市町村には、農業委員会を置かない。
- ・農地面積が著しく小さい場合(都府県200ha以下、北海道800ha以下)は置かないことができる(設置するか否かは市町村が選択)。

(規制の根拠)

農地法第3条第1項

ニーズ

○農業委員会を設置している市町村においては農業委員会が農地の権利移動に係る許可のほか、農地のあっせんや遊休農地の解消等多岐にわたる事務を行っており、農地の権利移動に係る許可事務の処理に時間を要するとともに、地域の農地の流動化を施策的に進めることが困難となっている。

特例措置

○市町村長と農業委員会とが、農業委員会の農地の権利移動の許可関係事務を市町村が分担することに合意した場合に、合意の範囲内で市町村が当該許可事務を行うことができることとする。

農地法等に係る事務

・農地の権利移動の許可事務

合意に基づいて市町村長が分担

・その他の事務

従来どおり農業委員会が実施

効果

○農業委員会は、農地のあっせん、遊休農地の解消等に注力することができ、地域の農地の流動化が円滑に進む。